

②消費者の相談体制の整備事業

- 消費者の住生活に関するニーズは、リフォームの設計・施工のほか、点検、維持補修、賃貸、売買、資金調達、介護、移住、同居・近居に関するものなど多岐にわたり、その動機やきっかけ、解消方法も多様。一方で、これらのニーズを一元的に受け付け、適切に対応できる体制はなく、相談を受けた主体がその限られた専門領域で対応し、ニーズが十分解消されない等のケースがある。
- 過年度より整備してきた消費者相談窓口の機能をさらに充実する観点から、住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備に対し支援を行い、住生活に関するニーズを満たすとともに、住生活に関する潜在需要を掘り起こし、市場の活性化を図る。

【補助対象・補助率・補助上限】

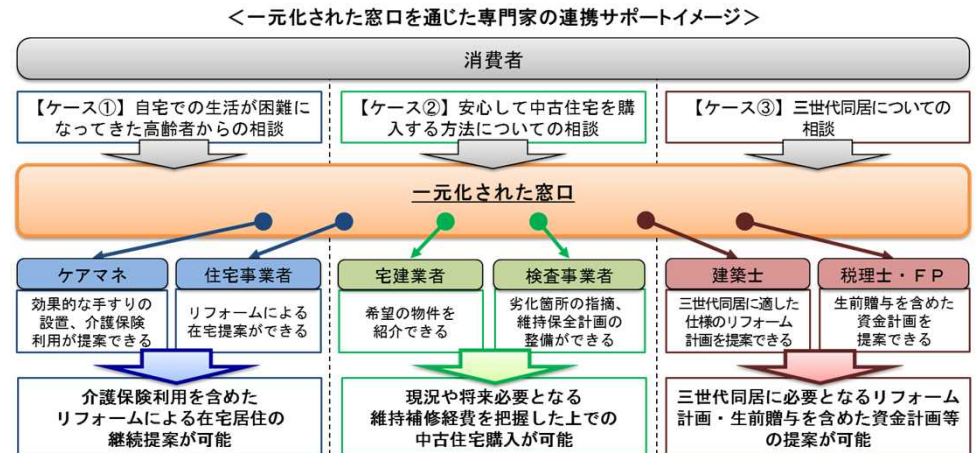
- (1) サポート体制の検討・整備・普及に要する経費【定額】
- (2) サポート体制の実施に要する経費【定額】

【事業主体】

住宅の関係主体が参画する協議会
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 等

【要件】

- ・ 補助期間終了後も持続的に実施できる見込みがあること



③リフォームの担い手支援事業

- リフォーム事業者の資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心して事業者を選択できるウェブサイトの整備に対する支援を行う。

【補助対象・補助率・補助上限】

- (1) ウェブサイトを整備・運営する取組への支援【上限2000万円/件】
 - ・ 第三者委員会の設置運営等に係る経費【定額】
 - ・ システム整備費【2/3】
- (2) リフォーム事業者が情報掲載するリフォームプランの作成等経費【定額、10万円/事業者】

【事業主体】

民間事業者等

【要件】

- ・ 補助期間終了後も持続的に実施できる見込みがあること